

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく
公害防止管理者選任等届出の手引き

令和 3 年 1 月
福島県水・大気環境課

「特定工場」においては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年 6 月 10 日法律第 107 号（以下「法」という。））の規定に基づき、公害防止管理者等の選任が義務付けられています。

また、選任、解任、死亡したときは、その旨を 30 日以内に都道府県知事又は市町村長に届け出なければなりません。

（※届出先については、施設の種類、工場の所在地により異なります。「5 選任、解任、死亡等の届出」の「（3）届出の方法について」を参照してください。）

1 特定工場

特定工場とは、①製造業（物品の加工業を含む）、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業の業種に属する事業の用に供する工場のうち、特定の公害発生施設を設置している工場です。

特定の公害発生施設は、法施行令第 2 条にばい煙発生施設等、同第 3 条に汚水等排出施設等、同第 4 条に騒音発生施設、同第 4 条の 2 に特定粉じん発生施設、同第 5 条に一般粉じん発生施設、同第 5 条の 2 に振動発生施設、同第 5 条の 3 にダイオキシン類発生施設等が規定されています。

（1）ばい煙発生施設等に係る特定工場

ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設（13 の項に掲げる施設については除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設定されているものを含む。））を設置している工場のうち下表の工場が該当します。

- | |
|--|
| <p>1 次のばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場（法施行令第 2 条第 2 項第 1 号）
大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の 14 の項から 26 の項までに掲げるばい煙発生施設</p> <p>2 上記 1 以外の工場で、設置されているばい煙発生施設からの最大排出ガス量（湿り排出ガス量）の合計が 1 万 Nm³/h 以上の工場（法施行令第 2 条第 2 項第 2 号）</p> |
|--|

（2）汚水等排出施設等に係る特定工場

特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1 の第 2 号から第 59 号まで、第 61 号から第 63 号まで、第 63 号の 3、第 64 号、第 65 号、第 66 号、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設（第 62 号に掲げる施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置される

ものを除く。)) を設置している工場のうち下表の工場が該当します。

- 1 下記の汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で、排出水を排出している工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場（法施行令第3条第2項第1号）
 - (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1（以下単に「別表第1」という。）第19号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）
 - (2) 別表第1第22号に掲げる施設（六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）
 - (3) 別表第1第23号の2に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの実像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の実像洗浄の用に供するものに限る。）
 - (4) 別表第1第24号に掲げる施設（ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）
 - (5) 別表第1第25号に掲げる施設
 - (6) 別表第1第26号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）
 - (7) 別表第1第27号に掲げる施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。）
 - (8) 別表第1第28号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）
 - (9) 別表第1第29号に掲げる施設
 - (10) 別表第1第31号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）
 - (11) 別表第1第32号に掲げる施設（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）
 - (12) 別表第1第33号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。）
 - (13) 別表第1第34号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）
 - (14) 別表第1第35号に掲げる施設（2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）
 - (15) 別表第1第37号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロ

- ニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）
）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）
- (16) 別表第1第38号の2に掲げる施設
- (17) 別表第1第41号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。）
- (18) 別表第1第43号に掲げる施設
- (19) 別表第1第46号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）
- (20) 別表第1第47号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。）
- (21) 別表第1第48号に掲げる施設（ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）
- (22) 別表第1第50号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）
- (23) 別表第1第51号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）
- (24) 別表第1第53号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。）
- (25) 別表第1第58号に掲げる施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）
- (26) 別表第1第61号に掲げる施設（コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）
- (27) 別表第1第62号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）
- (28) 別表第1第63号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）

- (29) 別表第1第63号の3に掲げる施設
- (30) 別表第1第64号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）
- (31) 別表第1第65号に掲げる施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）
- (32) 別表第1第66号に掲げる施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。）
- (33) 別表第1第66号の2に掲げる施設
- (34) 別表第1第71号の5に掲げる施設
- (35) 別表第1第71号の6に掲げる施設

2 上記1以外の工場で、1日当たりの平均的な排出水量が1,000m³以上の工場（法施行令第3条第2項第2号）

(3) 騒音発生施設に係る特定工場

下表の騒音発生施設が設置されている工場のうち騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にある工場が該当します。（法施行令第4条）

- (1) 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
- (2) 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

(4) 特定粉じん発生施設に係る特定工場

大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）が設置されている工場が該当します。（法施行令第4条の2）

(5) 一般粉じん発生施設に係る特定工場

大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）が設置されている工場が該当します。（法施行令第5条）

(6) 振動発生施設に係る特定工場

下表の振動発生施設が設置されている工場のうち振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にある工場が該当します。（法施行令第5条の2）

- (1) 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン（300重量トン）以上のものに限る。）
- (2) 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン（100重量トン）以上のものに限る。）

(3) 鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）

(7) ダイオキシン類発生施設に係る特定工場

下表のダイオキシン類発生施設が設置されている工場が該当します。（法施行令第5条の3）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設

2 公害防止管理者の選任

特定工場には、下表の施設の区分ごとに有資格者を公害防止管理者及びその代理者として選任しなければなりません。

公害防止管理者は、原則として2以上の工場について同一人の公害防止管理者を選任してはなりません。

ただし、次に掲げる場合（下表参照）であって、工場相互間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況その他の主務大臣が定める基準（下表参照）を満たし、1人の公害防止管理者が2以上の工場の公害防止管理者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、同一人の兼務が認められます。

（参照） 主務大臣が定める基準

- 1 同一社であるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合
 - (1) 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
 - (2) 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
 - (3) 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
 - (4) 業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
 - (5) 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
 - (6) 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。
- 2 親子会社等の関係にあるものが設置する複数の工場において、同一人を選任する場合
 - (1) 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
 - (2) 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
 - (3) 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。
 - イ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制
 - ロ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統

- (4) 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
 - (5) 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数、5以下であること。
- 3 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合
- (1) 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
 - (2) 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数、10以下であること。
- 4 近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合
- (1) 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
 - (2) 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。
 - (3) 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
 - (4) 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数、10以下であること。

【参考 公害発生施設と公害防止管理者等の種類】

	施設の区分	公害防止管理者	資格者
1	法第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が4万Nm ³ 以上の工場に設置されているもの	大気関係第1種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
2	法第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が4万Nm ³ 未満の工場に設置されているもの	大気関係第2種公害防止管理者	大気関係第1、2種有資格者
3	法第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が4万Nm ³ 以上の工場に設置されているもの	大気関係第3種公害防止管理者	大気関係第1、3種有資格者
4	法第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が1万Nm ³ 以上4万Nm ³ 未満の工場に設置されているもの	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者
5	法第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1万m ³ 以上の工場に設置されているもの	水質関係第1種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
6	法第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1万m ³ 未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1、2種有資格者
7	法第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1万m ³ 以上の工場に設置されているもの	水質関係第3種公害防止管理者	水質関係第1、3種有資格者
8	法第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設	水質関係第4種公害防止管理者	水質関係第1～4種有資格者

	設で排出水量が1千m ³ 以上1万m ³ 未満の工場に設置されているもの	防止管理者	資格者
9	騒音発生施設又は振動発生施設	騒音・振動関係公害防止管理者	騒音・振動関係有資格者
10	特定粉じん発生施設	特定粉じん関係公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
11	一般粉じん発生施設	一般粉じん関係公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
12	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者

3 公害防止統括者の選任

常時使用する従業員の数が21人以上の特定工場を設置している者については、公害防止統括者及びその代理者を選任しなければなりません。

ただし、常時使用する従業員の数が20人以下の工場であっても、その事業者が別の工場があり、その事業者が常時使用する従業員を合計すると21人以上になる場合は、その事業者は、それぞれの特定工場において公害防止統括者を選任する必要があります。

なお、公害防止統括者の職務は、公害防止のために必要な業務が適切かつ円滑に実施されるよう所要の措置を講じ、かつ、その実施状況を監督するなどによって、その業務を統括管理することであるので、その工場の義務を統括管理する者である工場長に該当する者であればよく、特に資格は必要ありません。

4 公害防止主任管理者の選任

特定工場のうち、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置する工場で、排出ガス量が4万Nm³/h以上であり、かつ、排出水量が1万m³/日以上の場合には、公害防止主任管理者及びその代理者を選任しなければなりません。

ただし、当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして下表に該当する場合は、選任は不要です。

- | |
|--|
| <p>1 ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合</p> <p>2 ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合</p> |
|--|

公害防止主任管理者の資格は、公害防止主任管理者又は大気関係公害防止管理者第1

種若しくは大気関係公害防止管理者第3種有資格者でかつ水質関係公害防止管理者第1種若しくは水質関係公害防止管理者第3種有資格者となります。

5 選任、解任、死亡等の届出

(1) 選任等及びその旨の届出について

特定工場を設置している特定事業者は、公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日から60日以内（公害防止統括者は30日以内）に一定の有資格者を公害防止管理者に選任し、選任した日から30日以内にその旨を都道府県知事又は市町村長に届け出なければなりません。選任すべき事由が発生した日とは、①死亡、退職、人事異動等により選任されている者が公害防止管理者等でなくなった日、②法第10条に基づく都道府県知事又は市町村長の解任命令により公害防止管理者等が解任された日、③特定工場が設置された日、④既設の工場が新たに対象施設の設置、工場の範囲の拡大、指定地域の拡大等により特定工場となった日等を指します。

また、解任及び選任の届出は、同一の届出書に記入してください。

なお、施設の廃止により特定工場でなくなった場合には、解任の届出をしてください。

(2) 承継の届出について

特定事業者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人はその地位を承継します。

この地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事又は市町村長に届け出なければなりません。

(3) 届出の方法について

ア 届出先

特定工場	届出先
福島市、郡山市、いわき市内の工場・事業場	福島市、郡山市、いわき市
騒音、振動発生施設のみが設置されている工場・事業場	各市町村
その他の工場・事業場 例：騒音発生施設とばい煙発生施設がある工場 → 該当の地方振興局に届出	福島県（下記の地方振興局）

福島県の届出窓口（各地方振興局）

市町村	窓口	住所 電話 FAX
-----	----	-----------

県北 (二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大 玉村)	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒 960-8670 福島市杉妻町 2-16 TEL 024-521-2721 FAX 024-521-2855
県中 (須賀川市 田村市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平 田村 浅川町 古殿町 三春 町 小野町)	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1 TEL 024-935-1503 FAX 024-925-9026
県南 (白河市 西郷村 泉崎村 矢吹町 中島村 棚倉町 鮫 川村 埴町 矢祭町)	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町 269 TEL 0248-23-1421 FAX 0248-23-1507
(会津若松市 喜多方市 北 塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川 村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町)	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 TEL 0242-29-3912 FAX 0242-29-5520
南会津 (只見町 檜枝岐村 南会津 町 下郷町)	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島 字根小屋甲 4277-1 TEL 0241-62-2062 FAX 0241-62-5209
相双 (相馬市 南相馬市 葛尾村 浪江町 双葉町 大熊町 川 内村 富岡町 檜葉町 広野 町 新地町 飯館村)	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 TEL 0244-26-1232 FAX 0244-26-1120

イ 届出部数

届出書は正本にその写し1通を添えて提出してください。

ウ 届出様式

- ・ 公害防止管理者の選任、死亡、解任の届出 様式第二 (第七条関係)
- ・ 公害防止管理者の代理者の選任、死亡、解任の届出 様式第二 (第七条関係)
- ・ 公害防止統括者の選任、死亡、解任の届出 様式第一 (第四条関係)
- ・ 公害防止統括者の代理者の選任、死亡、解任の届出 様式第一 (第四条関係)
- ・ 公害防止主任管理者の選任、死亡、解任の届出 様式第三 (第九条関係)
- ・ 公害防止主任管理者の代理者の選任、死亡、解任の届出 様式第三 (第九条関係)
- ・ 承継の届出 様式第三の二 (第十条の二関係)

なお、用紙は、日本産業規格A4としてください。

エ 添付書類

- ・ 公害防止管理者の資格を有する者であることを証する書類を添付してください。
(国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書の写し)
- ・ 大気関係又は水質関係については、施設の種類の一覧を添付してください。(記入例を参考にしてください。)
- ・ 特定事業者が2以上の工場に同一人を公害防止管理者として選任する場合は、兼務規定、兼務公害防止管理者の業務範囲等に関する説明書等基準を満たしていることを証する書面を添付してください。
- ・ 承継届出の場合、特定事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第三の三(第十条の二関係)による書面及び戸籍抄本を添付してください。
- ・ 前記以外の相続人にあつては、様式第三の四(第十条の二関係)による書面及び戸籍抄本を添付してください。
- ・ 特定事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書を添付してください。

(記入例)

様式第一(第四条関係)

届出日を和暦で
記入してください

公害防止統括者(公害防止統括者の代理者) 選任、死亡・

解任届出書

該当する事項以外は——で消してください。

〇年〇月〇日

福島県知事 殿

届出を行う者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、法人にあっては代表者の職名、氏名、名称及び所在地(登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地)を記入し、代理人(例えば工場長)が届け出る場合は、代表者からの委任状を添付してください。

届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1
 株式会社 〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	(株)〇〇福島工場	※ 整理番号	
特定工場の所在地	〇〇市△△1-2-3	※ 受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	54人	※ 特定工場の番号	
選任年月日	令和〇年〇月〇日	※ 備考	
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名 工場長 氏名 □□ □□		
選任の事由	人事異動		
(死亡・解任)年月日	令和〇年〇月〇日	※ 備考	
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名 工場長 氏名 ◇◇ ◇◇		
解任の事由	人事異動		

本社・工場等に配置されている全従業員数を記入してください。

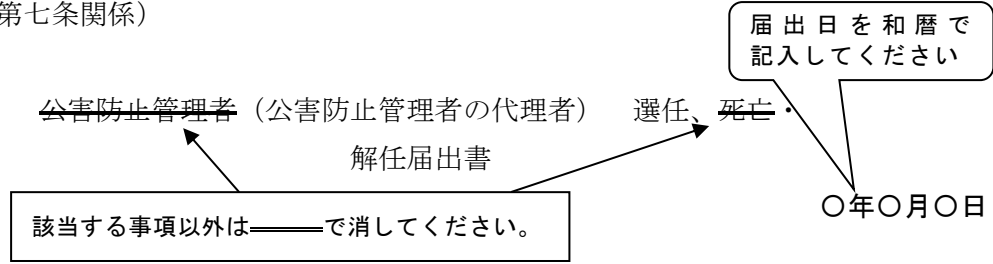
選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任してください。

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(記入例)

様式第二 (第七条関係)



福島県知事 殿

届出を行う者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、法人にあっては代表者の職名、氏名、名称及び所在地(登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地)を記入し、代理人(例えば工場長)が届け出る場合は、代表者からの委任状を添付してください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1
 届出者 株式会社 〇〇
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		株〇〇福島工場	※整理番号	
特定工場の所在地		〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	54,500Nm ³ /h	※特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。	※備考	
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
大気関係第3種	選任年月日	令和〇年〇月〇日		
公害防止管理者 〔公害防止管 理者の代理者〕	職名	製造課第1係長		
	氏名	□□ □□		
	担任業務の範囲	ボイラーに関する公害防止業務		
選任の事由		人事異動		

選任が必要な区分を記入してください。

選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任してください。

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「○○関係第○種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(記入例)

別紙 ばい煙発生施設の種類

	No	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途	最大湿り排出ガス量
有害物質を発生する施設	1	溶融炉	9	バーナー-燃焼能力○○○L/h		○○○○○Nm ³ /h
	2					Nm ³ /h
	3					Nm ³ /h
	4					Nm ³ /h
	5					Nm ³ /h
			(合計)	—	—	—
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	伝熱面積 ○○○m ²		○○○○○Nm ³ /h
	2	ボイラー	1	伝熱面積 ○○○m ²		○○○Nm ³ /h
	3					Nm ³ /h
	4					Nm ³ /h
	5					Nm ³ /h
	6					Nm ³ /h
	7					Nm ³ /h
	8					Nm ³ /h
	9					Nm ³ /h
	10					Nm ³ /h
		(合計)	—	—	—	○○○○○Nm ³ /h

- 注 1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。
- 2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。
- 3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。
- 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。
- 5 「最大湿り排出ガス量」の欄には、ばい煙発生施設の届出書に記載した最大湿り排出ガス量を記載すること。

(記入例)

別紙 汚水等排出施設の種類

	No	施設の名称	項番号	施設の用途	使用有害物質
有害物質を発生する施設	1	研磨洗浄施設	53	レンズの研磨	酸化鉛
	2	酸又はアルカリによる表面処理施設	65	クロメート処理	クロム酸
	3	電気めっき施設	66	亜鉛めっき	シアン化合物
	4				
	5				
	6				
有害物質を発生する施設以外の施設	1	焼入施設	61	鉄製品の焼入	
	2	廃ガス洗浄施設	63	廃ガスの処理	
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

- 注 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1の施設の名称を記載すること。
 2 「項番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1の項番号を記載すること。
 3 「施設の用途」の欄には、当該施設の用途を記載すること。
 4 「使用有害物質」の欄には、汚水等排出施設で製造、使用又は処理される有害物質（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1を参照のこと。）を記載すること。

(記入例)

様式第三 (第九条関係)

公害防止主任管理者 ~~(公害防止主任管理者の代理者)~~ 選任、~~死亡~~

解任届出書

届出日を和暦で記入してください

〇年〇月〇日

該当する事項以外は——で消してください。

福島県知事 殿

届出を行う者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、法人にあっては代表者の職名、氏名、名称及び所在地(登録簿上の本店又は主たる事務所の所在地)を記入し、代理人(例えば工場長)が届け出る場合は、代表者からの委任状を添付してください。

届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-1-1
株式会社 〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項 ~~(第6条第2項において準用する第3条第3項)~~の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	株〇〇福島工場		※整理番号	
特定工場の所在地	〇〇市△△1-2-3		※受理年月日	年 月 日
排出ガス量	〇〇〇〇〇 Nm ³ /h		※特定工場の番号	
排出水量	〇〇〇〇〇m ³ /日		※備考	
選任年月日	令和〇年〇月〇日			
公害防止主任管理者	職名	設備課長		
[公害防止主任管理者の代理者]	氏名	◇◇ ◇◇		
	氏名			
選任の事由	新たに特定工場となったため。			
(死亡・解任)年月日	令和〇年〇月〇日		※備考	
公害防止主任管理者	職名			
[公害防止主任管理者の代理者]	氏名			
	氏名			
解任の事由				

選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任してください。

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。